

大使館からのお知らせ（国際旅客機のポーランド国内の空港への
着陸禁止措置の一部緩和について（7月1日））

<ポイント>

- 日本等から出発する国際航空便がポーランド国内の空港に着陸可能となりました。
- 他方、今のところ入国可能者について定めた政令に変更はなく、現時点で日本人は一部例外を除き、引き続きEU域外からポーランドに入国できません。
- 現在、ポーランドは感染症危険情報レベル3に指定されており、日本政府は、同国への渡航中止を勧告しています。

1 6月30日付で発出された「航空便の運航禁止に関する内閣令」において、国際旅客機のポーランド国内の空港への着陸禁止措置が、以下のとおり変更されました。

- (1) スウェーデン及びポルトガルを除くEU及びEFTA加盟国、日本、アルバニア、ウクライナ、カナダ、韓国、ジョージア及びモンテネグロの空港発の国際航空便が、ポーランド国内空港へ着陸することが可能となりました。
- (2) 上記(1)以外の地域からの国際航空便については、着陸禁止措置が延長され、ポーランド政府及び外国政府の指示により運航されるチャーター便のほか、個人及び法人の指示により運航される定員15名以下のチャーター便が引き続き同措置の例外となっています。
- (3) 本政令は7月1日から7月14日まで有効となっています。

2 他方、入国可能者について定めた「特定の国境通過点における通行の一時的な停止又は制限に関する内務・行政大臣令」に変更はなく、日本人は一部例外を除き、引き続きEU域外からポーランドに入国できません。入国が可能な条件の詳細は、6月12日付の領事メール（当館HPへも掲載）をご参照ください。

3 なお、ご案内のとおり、現在、日本政府はポーランドを感染症危険情報レベル3に指定しており、ポーランドへの渡航中止を勧告しています。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30, 13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html